

平成 29 年 5 月 善通寺市農業委員会農地専門部会次第

日時：平成 29 年 5 月 23 日

場所：善通寺市農業振興センター会議室

1. 開 会

2. 会 長 あ い さ つ

3. 議 事 録 署 名 人 指 名

4. 議 案

議案第 1 号 農地法第 18 条第 6 項賃貸借解約通知確認の報告について

議案第 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 5 号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について

議案第 6 号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案について

5・そ の 他

次回開催 6 月 20 日 (火) 13 時 30 分～

現地調査 同 日 9 時～

農業相談 同 日 10 時～

6. 閉 会

平成29年5月農業委員会総会（農地専門部会）議事録

1. 日 時 平成29年5月23日（火）13時27分
2. 場 所 善通寺市農業振興センター2階中会議室
3. 出席委員 1 高田幸雄委員，2 谷口義弘委員，3 川田治弘農地専門部会長，4 渡辺政幸委員，5 佐柳博秋委員，6 遠山建治委員，7 瀬川治農地専門部会長職務代理者，8 山地孝義委員，9 増田アサミ委員，10 大川善四郎委員，11 大西光義委員，12 尾上一美委員，13 堀井伸一委員，14 香川貞行委員，15 南光紀夫農政専門部会長，16 土居信雄委員，18 原巧農政専門部会長職務代理者，19 三原正子委員，20 藪内實委員，21 近藤正三会長職務代理者，22 立石泰夫会長
4. 遅刻委員 なし
5. 欠席委員 17 近藤隆委員
6. 傍聴人 なし
7. 事務局 局長 平田 和明，係長 小林 正季
8. 議案等 議案第1号 農地法第18条第6項賃貸借等解約通知確認の報告について
議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第5号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について
議案第6号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案について
9. 議 事
局 長 皆さん、こんにちは。それでは定刻より少し早いですが、皆さんお揃い
ありますので、ただいまより平成29年5月の定例会，農地専門部会を始めさせていただきます。本日は近藤隆委員さんより欠席の連絡を受けております。21名となりますので報告させていただきます。それではまず、立石会長より、ご挨拶を申し上げます。立石会長、よろしくお願ひします。
会 長 改めまして、皆さんこんにちは。大変暑くなりましたが、これから田植えの準備等でお忙しくなってくると思いますが、健康に留意して頑張ってい

ただけたらと思います。また、先刻お願いした新規の農業委員さんと推進委員さんの状況ですが、お手元にあります資料のとおり、農業委員さんは14名中14名、推進委員さんは14名で15名という結果となっておりますので、近々選考委員会を開いて正式に決定していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。また現職の委員さんは7月19日までとなっておりますので、この部会もこれを入れてあと3回となっておりますので、あと2ヶ月ぐらいの期間ではございますが、一生懸命頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。今日はどうもありがとうございます。

局長 ありがとうございます。それでは、議事の進行につきましては、川田農地専門部会長、よろしくお願いいたします。

川田農地専門部会長

はい。皆さん、改めまして、こんにちは。ただいまから5月の農地専門部会をはじめさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。まず、本日の議事録署名人には、議席第15番の南光農政専門部会長と、第16番の土井委員さんの両名、よろしくお願い申し上げます。それでは、議案第1号の農地法第18条第6項の規定による貸借解約通知確認の報告についてを、議題といたします。事務局より、説明をお願いいたします。

局長 はい、それでは座って説明をさせていただきます。それでは、議案第1号、農地法第18条第6項の規定による貸借解約通知確認の報告について、議案書の1ページで、〇件の案件でございます。番号1ですが、本件は、議案書の4ページの、議案第4号、番号〇と関連しております。後ほど議案第4号でご説明いたしますが、当該農地は、平成〇〇年まで、両者の間で賃借権を設定しておりましたが、転用目的の所有権移転に伴い、双方の合意による解約を行うものであります。本件の貸借人である〇〇氏は、本市内において、田を〇〇筆、〇〇〇〇㎡を所有しておりますが、そのうち〇〇筆を近隣の方と今回の賃借人である〇〇〇〇と利用権を設定し、農地の維持管理を行っております。賃借人である〇〇〇〇は、本市内において多くの農地を借り入れて経営を行ってお

り、その経営面積は、〇〇〇〇〇〇㎡になります。本契約の解除にあたり、離作補償はありません。本件は、提出書類に不備もなく、何も問題はないと考えております。

次に番号〇ですが、本件の貸人である〇〇〇〇氏は、本市内において、田を〇筆、〇〇〇㎡を所有しておりますが、〇〇歳と高齢のため、2筆あるうちの広い方の田の1筆を借人である〇〇〇〇氏と利用権を設定し、農地の維持管理を行ってまいりました。借人であった〇〇〇氏は、田を〇筆と今回申請地である借入地の田とあわせて、〇〇〇〇㎡を耕作してまいりましたが、昨年〇〇月〇〇日に亡くなり、相続人である〇〇〇〇氏はこれまで農業の経験が全くないことや、母親が病気で入院中であることもあり、今後農業を継続することは困難であることを理由に、今般合意による解約を行うものであります。なお、離作補償はありません。解約後ですが、貸人は新たな借り手を探すとのことであります。本件は、提出書類に不備もなく、何も問題はないと考えております。

今月は合計で〇件の通知がありました。合計で田が〇筆、面積にして〇〇〇〇㎡となっております。以上、農地法第18条第6項に基づく解約通知報告とさせていただきます。

川田農地専門部会長

はい、ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました、議案第1号、農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知確認の報告について、皆様方のほうから何かご意見、ご質問ございましたら、承りたいと思います。いかがでございましょうか。ございませんか。

(全委員意見、質問なし)

川田農地専門部会長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

川田農地専門部会長

ありがとうございました。全員の挙手をいただきまして、議案第1号農地法第18条第6項の賃貸借解約通知確認の報告につきましては、原案のとおり決定をいたします。続きまして議案第2号、農地法第3条第1項の規

定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局長 はい。それでは、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案書の2ページで、○件の案件でございます。

まず、番号○ですが、譲渡人、○○○○様、譲受人、○○○様、所有権移転売買の案件でございます。本件は、後の議案第3号、番号○に関連しております。先月、本申請にあたり相談がありまして、譲受人の所有農地を調査したところ、後の議案○号にてお諮りいただく農地が無断転用にわたることがわかったため、それを是正してから3条申請をするよう指導したことから、無断転用を是正する4条申請にあわせて、本申請に及んだものであります。本申請は、○○○町字○○○○○○○○番○、田○筆、○○○○㎡の、所有権移転売買を行うものであります。本件の譲渡人である○○氏は、本市内において、妻と娘の3人で暮らしており、田を○筆、○○○○㎡を所有しておりますが、○歳と高齢で、妻と娘の3人で自己所有農地を管理していくには労力不足であるため、○筆を近隣の方と利用権を設定し、農地の維持管理を行っております。譲受人である○○氏は、妻と子の3人で年間○○○日間、農作業に従事しており、所有農地と借入地を合わせて、○筆、○○○○㎡と下限面積要件を満たしており、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、特に問題は無いと考えます。なお、本申請地は、農業振興地域内の第○種農地で、米を作付けしております。次に番号2ですが、譲渡人、○○○○様、譲受人、○○○○様、所有権移転売買の案件でございます。本件の譲渡人である○○氏は、本市内において、妻と二人で暮らしており、所有農地は田を○筆、畑を○筆所有しておりますが、本申請地は○○氏の自宅より少し離れたところにあることから、作付けをするには少し不便な位置にあります。譲受人である○○氏は、本市内に田を○筆、○○○○㎡所有しており、新たにこの○月○日より田○○○○㎡に利用権を設定して耕作する予定となっております。これに本申請地を加えますと、合計で○○○○㎡となり、本市の下限面積要件を満たすこととなります。本申請地は○○氏の自宅から近く、野菜等を作付けするには便利であり、知人である○○氏との話がまとまったことから、本申請

に及んだものでありまして、〇〇町字〇〇〇〇〇〇番〇，畑，〇〇〇㎡，同所〇〇〇〇番〇，畑，〇〇〇㎡について所有権移転売買を行うものであります。本件の譲渡人である〇〇氏は現在会社勤めであり，農業は廃止予定とのことから，本申請地をそのままにしておくと将来は休耕地となる可能性が高いこと，一方，譲受人である〇〇氏の自己所有農地は現在のところすべてきれいに耕作されていることに加え，新たに利用権を設定して経営規模を拡大し，農業に意欲的に取り組んでいこうとしていることから，本申請地につきましては利用権設定の開始日と合わせての許可とすることで，下限面積要件を満たし，耕作見込みも十分にあると考えられますため，特に問題は無いと考えます。なお，本申請地は，農業振興地域内の第〇種農地であります。

次に番号〇ですが，譲渡人，〇〇〇〇様，譲受人，〇〇〇〇〇様，所有権移転贈与の案件でございます。本件の，譲渡人である〇〇氏と譲受人である〇〇氏は実の兄妹の関係であります。譲渡人である〇〇氏は，〇〇歳と高齢であり，また〇〇県に住所を置く〇〇〇の〇〇〇でもあることから本申請地で農作業に従事するのは，困難な状態でありました。一方，譲受人である〇〇氏は〇〇市〇〇町に住所を置き，主人，息子夫婦，及び孫の7名で暮らしており，〇〇市での所有農地は，田畑あわせて〇〇〇〇〇㎡を耕作しております。また本市では，田畑を合わせて〇〇〇〇㎡を所有し，耕作しております。本申請は，〇〇町字〇〇〇〇〇番，登記地目及び現況地目が田である〇〇〇㎡，同所〇〇〇番の登記地目及び現況地目が〇である〇〇〇㎡において，無償の所有権移転を行うものであります。本申請地については，〇〇県に住む〇〇氏がこちらへ戻ってきて農業を行うことは困難であることから，これまでも譲受人である〇〇氏が耕作田として稲作をしていたことや，市内所有農地と市外所有農地を合わせて，〇〇〇〇〇㎡と下限面積要件を満たしており，農地法第3条第2項の各号に該当しないため，特に問題は無いと考えます。なお，本申請地は，農業振興地域内の第〇種農地で，米を作付けしております。

以上〇件，登記地目は，田が〇筆，畑が〇筆の計〇筆，〇〇〇〇㎡の案件であります。よろしくご審議賜りますよう，お願い申し上げます。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。ただ今、事務局より説明がございました、農地法第3条第1項の規定による許可申請、番号〇から〇の〇つの案件につきまして、皆様方のほうから、何かご意見、ご質問ございましたら承りたいと思います。何かございませんか。

(全委員意見、質問なし)

川田農地専門部会長

ご質問ないようでしたら賛成の方、挙手をお願いします。

(全委員挙手)

川田農地専門部会長

ありがとうございました。全員の挙手をいただきまして、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請については、原案のとおり決定をいたします。続きまして議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局長 はい、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議案書の3ページで、〇件の案件でございます。

番号〇ですが、申請者、〇〇〇様、宅地の敷地拡張の案件でございます。本件は、先ほど議案第2号にてお諮りいただいた番号〇に関連しております。先月に先ほどの申請にあたって相談があった際、本申請地が無断転用にあたることが判明しましたため、それを是正するよう指導したことによるものであります。本件は、〇〇〇町字〇〇〇〇〇〇〇番〇、登記地目が〇で現況が〇〇〇である、〇〇㎡について、約〇〇年前に車が複数必要になり、家の駐車場だけでは駐車場が足りなくなったため、家から約〇〇メートル南にある本申請地を無断で転用して、駐車場として利用していたとのことであります。本申請地は、無断で造成をしておりますが、始末書にて反省の念を示していることから、許可もやむを得ないと考えております。なお、本申請地は農業振興地域外の、第〇種農地であります。

次に番号〇ですが、申請者、〇〇〇〇様、太陽光発電の案件でございます。この案件の位置図が少し違っております。位置図の2枚目の右上が位置図であります。〇〇さんの家の下側部分が申請地になりますので訂正をお

願います。本件の申請地は、平成〇〇年〇月に本農地専門部会においてお諮りいただいた案件の〇〇町と〇〇町の自己所有農地〇筆において、太陽光発電設備を設置しているところの隣地であります。本計画に至った経緯ですが、申請人である〇〇氏は現在仕事があり、農業を続けることが困難になってきていることから、近隣の方に農地を貸すことを検討しましたが、借りてくれる人が見つからなかったため、やむを得ず、本申請地の有効利用として建物等の高い構造物を設置しなくてよい太陽光発電を計画したものであります。本申請は、〇〇町字〇〇〇〇〇〇番〇、登記地目及び現況地目が〇である〇筆、〇〇〇〇㎡において、太陽光発電設備を設け、売電収入を得ることを計画し、太陽光パネル〇〇〇枚、〇〇〇〇〇㎡を設置し、年間約〇〇〇〇〇kwhの全量を、〇〇電力に売電し、今後の生活資金等の収入を得ることを目的として、農地転用の申請に及んだものであります。本申請地の北側は太陽光発電設備、東側は農道、南側は田、西側は農道であり、また、本申請地は、農業振興地域外の第〇種農地であり、本転用についての、固定価格買い取り制度に基づく、〇〇電力への申し込み書類、並びに、〇〇〇〇省の設備認定など、他法令の認可等の提出書類に不備もなく、本転用についての隣接農地関係者との調整を了しておりますことから、特に問題は無いと考えます。

次に番号〇ですが、申請者、〇〇〇〇〇様、貸駐車場の案件でございます。本件は、本年〇月の農地専門部会にてお諮りいただきました〇〇〇氏が関係している農地法4条申請及び5条申請の案件と関連しております。当時の現地調査の際に、本申請地が無断転用にあたることが判明したため、それを是正するよう指導したところ、〇〇〇氏より本申請地については、近々必ず転用申請を行い、本申請地についての無断転用を是正する旨の誓約書の提出がございました。本件はその無断転用を是正する申請であります。本申請地は、〇〇町字〇〇〇〇〇番〇、登記地目が〇で現況が〇〇である、〇〇㎡について、約〇〇年前に貸し駐車場として造成し、無断転用しているものであります。当該申請地を無断で転用した経緯についてですが、〇〇〇氏の所有地では当該土地以外には近隣で適当な場所がなかったこと、また近隣での宅地等の取得が難しかったとのことから、近隣の方の要望を

受けるためには、本申請地を計画地として選定せざるを得なかったとのことでありまして、本申請地について約〇〇年前に貸駐車場として無断で造成をしておりますが、始末書にて反省の念を示していることから、許可もやむを得ないと考えております。なお、本申請地は農業振興地域外の、第〇種農地であり、現在は〇名の方に貸し駐車場として貸しているとのことであります。

以上〇件、登記地目は、田が〇筆の合計が〇〇〇〇㎡の案件であり、県知事へは、許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えておりますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

川田農地専門部会長

はい、ありがとうございます。ただいま、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請につきまして、事務局より内容の説明がありました。それでは、地元の農業委員さんのご意見をお伺いいたしたいと思えます。まず、〇番〇〇〇町ですので、原委員さんよりご意見をお聞きします。原委員さん、よろしくお願ひします。

原委員 はい。先日、本人と会って話をし、近隣にも迷惑はかからないということですので、特段問題は無いと思えます。よろしくご審議お願ひします。

川田農地専門部会長

ありがとうございます。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということ。続いて〇番〇〇町ですので、尾上委員さんよりご意見をお聞きします。尾上委員さんよろしくお願ひします。

尾上委員 はい。先日、近藤委員さんと〇〇さん〇名で直接話をしてきました。特段問題は無いと思えます。よろしくご審議お願ひします。

川田農地専門部会長

ありがとうございます。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということ。続いて〇番〇〇町ですので、大川委員さんよりご意見をお聞きします。大川委員さんよろしくお願ひします。

大川委員 はい。先日、〇日に地元の農業委員さんとも一緒に話しをして現地を確認いたしました。特段問題は無いと思えます。よろしくご審議お願ひします。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。それでは議案第3号、農地法第4条第1項の規定による〇つの案件について、地元の農業委員さんは特段問題ないということですが、皆様方のほうから何かご意見、ご質問ございましたら承ります。

(全委員意見、質問なし)

川田農地専門部会長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

川田農地専門部会長

ありがとうございました。全員の挙手をいただきまして、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。続きまして議案第4号、農地法第5条第1項の許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局長 はい、議案第4号、農地法第5条第1項の許可申請について、議案書の4ページの案件で、〇件の案件でございます。

まず番号〇ですが、譲渡人、〇〇〇〇〇様、譲受人、〇〇〇〇〇株式会社代表取締役、〇〇〇〇様、所有権移転売買の案件でございます。本件の譲渡人である〇〇氏が本市内に所有する農地は本申請地のみであり、〇〇歳と高齢であり、一人暮らしでもあることから、今後の自己所有農地の管理について苦慮しておりました。譲受人である〇〇〇〇〇株式会社は〇〇〇郡〇〇町に事務所を置く不動産業者であり、このたび〇〇〇市〇〇町内に宅地を希望する問い合わせが〇件ほどあり、その地区において分譲地を計画し、候補地を探しておりましたところ、譲渡人である〇〇氏と話がまとまったことから、本申請に及んだものであります。本申請地は、〇〇町字〇〇〇〇番、登記地目及び現況地目が〇である〇〇〇〇㎡であり、1000㎡を超えているため、都市計画法第29条の開発行為の許可が必要な案件であります。開発許可申請については、これから進めていくこととあります。また本申請地は、北側が2車線の道路に面し、国道まで〇キロ程度の道のりのため交通の便が良く、本転用にあたり隣接農地関係者

との調整を了しておりますことから、特に問題は無いと考えます。本申請地は本年〇月〇日付けで農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった、第〇種農地であります。

次に番号〇であります。譲渡人、〇〇〇〇様、譲受人、〇〇〇〇〇様、所有権移転売買の案件でございます。本件は先ほど議案第1号、番号〇にてお諮りいただきました案件と関連してありまして、本申請地である〇〇町字〇〇〇〇〇〇番〇で登記地目及び現況地目が〇である〇〇〇㎡について、設定されておりました賃貸借契約を解除した上で、本申請を行うものであります。譲渡人である〇〇氏は、本申請地を含めて〇〇筆の農地を所有しておりますが、そのうち〇〇筆は貸し付けて農地の維持管理をしております。譲受人である〇〇氏は、自宅のある〇〇町〇〇〇番地〇で犬や猫の繁殖業及びトリミング等の事業を行っております。飼育している犬猫についてですが、現在は犬を〇〇〇匹程度、猫を〇〇匹程度飼育しており、繁殖については年間〇〇〇匹程度の出産があるとのこと。子犬等の販売については産後〇〇～〇〇日目で販売に移りますが、産後の死亡率が〇〇パーセント程度あるとのこと、その原因として、風邪や下痢などの病気によるものと過密施設内での飼育によるストレスによるものがあると考えられるとのことであり、飼育環境については、現在は1ケージあたり平均〇匹ですが、理想的飼育環境として1ケージあたり〇匹での飼育を目標としており、近年の小型犬等の需要の増から現況施設だけでは対応が困難になってきたこと、現状を継続することは動物の生命軽視につながるおそれがあることから、施設を拡張して飼育設備の充実を図ることを目的として本転用申請に及んだものであります。本申請地を選定した理由ですが、本申請地は譲渡人である〇〇氏の所有する近隣の農地の中でも端の方に位置していることから、耕作効率への影響が少なく、近隣農地への弊害が生じないことや、ペット産業はその性質上、住宅密集地での開業は難しいことがあります。本申請地の隣接地には〇〇氏以外の住宅は現在のところないことや、本転用について隣接農地関係者との調整を了しておりますことから、特に問題は無いと考えます。なお本申請地は本年〇月〇日付けで農業振興地域整備計画変更に係る事前協議回答のあった、第〇

種農地であります。

次に番号〇ですが、譲渡人、〇〇〇〇様、譲受人、株式会社〇〇〇〇〇〇代表取締役、〇〇〇〇様、所有権移転売買の案件であります。本件の譲渡人である〇〇氏は、〇〇町に住所を置き、主人とは死別し、娘は市外に転出しているため、現在は一人で暮らしでありますが、本申請地を含めて〇〇筆の田を所有しており、すべてを自作で耕作して農地の維持管理をしております。譲受人である株式会社〇〇〇〇〇〇〇は〇〇〇町に事務所を置く不動産業者であり、このたび〇〇〇市〇〇町にて共同住宅を建築できる土地を探していたところ、市立小学校にも近く、県道や国道〇〇〇号への接続にも便利な本申請地での事業を計画し、譲渡人である〇〇氏との所有権移転売買の話がまとまったことから本申請に及んだものであります。

本申請地は、〇〇町字西宮〇〇〇番〇、登記地目及び現況地目が田である〇〇〇㎡、同所〇〇〇番〇の登記地目及び現況地目が田である〇〇〇㎡についてであり、合計で〇〇〇〇㎡と面積が1000㎡を超えているため、都市計画法第29条の開発行為の許可が必要な案件であります。開発許可申請については、これから進めていくとのことであります。周辺地域は宅地化が進み、新しい住宅が立ち並ぶ地域であり、本転用にあたり隣接農地関係者との調整を了しておりますことから、特に問題は無いと考えます。なお本申請地は農業振興地域外の第〇種農地であります。

以上〇件、登記地目は、田が〇筆の合計が〇〇〇〇㎡の案件であり、県知事へは、許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えておりますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

川田農地専門部会長

はい、ありがとうございました。ただいま、議案第4号、農地法第5条許可申請、〇つの案件について事務局より説明がありました。それでは、地元の農業委員さんのご意見を順次お聞きしたいと思っております。番号〇ですが、〇〇町ですので、藪内委員さんより意見をお聞きします。藪内委員さん、よろしくお願ひします。

藪内委員 はい。先日、現地を見てきました。周辺地域にも特段問題は無いと思いま

す。よろしくご審議お願いします。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。続きまして、番号〇ですが、〇〇町ですので、近藤会長職務代理者、よろしくお願いします。

近藤会長職務代理者

はい。先日〇〇地区の農業委員さんと現地確認をいたしました。特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。続きまして、番号〇ですが、〇〇町ですので、南光農政専門部会長、よろしくお願いします。

南光農政専門部会長

先日、現地確認を行いました。特段問題はございません。よろしくご審議お願いします。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。ただいま、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の〇件の案件について地元の農業委員さんに意見をお伺いしましたところ、特段問題はないということでございます。それでは、皆様方のほうで何かご意見、ご質問ありましたら承りたいと思います。何かありませんか。

(全委員意見、質問なし)

川田農地専門部会長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

川田農地専門部会長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第4号、農地法第5条第1項の許可申請につきましては、原案のとおり決定をさせていただきたいと思います。続きまして、議案第5号、経営基盤強化促進法農用

地利用集積計画についてを、議題といたします。事務局より、説明をお願いいたします。

小林係長 はい。議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、先ほどの議案4号の後の地図の後ろにありますので、お手数ですがページをめくっていただいて、議案第5号のページをお開きいただければと思いますので、よろしくお願ひします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項には、「同意市町村は、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない。」と規定されております。ご承知のとおり、本市におきましては、6月と11月の年2回、農用地利用集積計画を定めております。ページをめくっていただいて、両面コピーしてあります集積計画の議案の1ページ目から37ページ目までは利用権設定の申請があった農用地利用集積計画の明細となっておりますので、また後で内容をご確認いただければと思います。それでは議案第5号の最終ページにあります集計表を記載してあるページをお開きください。

今回の農用地利用集積計画ですが、香川県農地機構の81筆、73,364㎡及び、善通寺市農地管理公社の1筆、1,727㎡を含めて、総件数173件、406筆で、面積は370,977㎡であり、うち新規は173,766㎡、更新は195,484㎡であります。なお、利用権設定率は、全農地の26.4%であります。今回提出されました農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。なお、本日の農業委員会農地専門部会において農用地利用集積計画が決定した場合は、農業経営基盤強化促進法第19条の規定で、「同意市町村は、農用地利用集積計画を定めたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅延なく、その旨を公告しなければならない。」と規定していることから、善通寺市が公告する予定であり、今回の公告日は、5月31日を予定しております。よろしくご審議賜りますよう、お願ひ申し上げます。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。それでは、議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、何かご意見、

ご質問はありませんか。

(全委員意見, 質問なし)

川田農地専門部会長

ありがとうございました。それでは、議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、何かご意見、ご質問はありませんか。

(全委員意見, 質問なし)

川田農地専門部会長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

川田農地専門部会長

ありがとうございました。全員の挙手をいただきまして、議案第5号につきましては、原案のとおり決定をいたします。ありがとうございました。続きまして、議案第6号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)についてを、議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

小林係長

はい。それでは、議案第6号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について、ご説明いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条において、計画案の提出等の協力についての定めがあり、第1項で、「農地中間管理機構は、農用地利用配分計画を定める場合には、市町村に対し、農用地等の保有及び利用に関する情報の提供その他必要な協力を求めるものとする。」第2項で、「農地中間管理機構は、前項の場合において必要があると認めるときは、市町村に対し、その区域に存する農用地等(農地中間管理機構が農地中間管理権を有するものに限る。)について、前条第1項及び第2項の規定の例により、同条第4項各号のいずれにも該当する農用地利用配分計画の案を作成し、農地中間管理機構に提出するよう求めることができる。」第3項で、「市町村は、前2項の規定による協力をを行う場合において必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聴くものとする。」と規定しており、市より、農用地利用配分計画(案)の決定を求められています。なお、本市の計画(案)につきまして

は、81筆（賃貸借権17筆，10,367㎡，使用貸借権64筆，62,997㎡），面積は73,364㎡となっており，農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め，香川県知事が利用配分計画を認可し，7月1日に公告することにより，農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れとなります。よろしくご審議賜りますよう，お願い申し上げます。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。それでは，議案第6号，農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について，何かご意見，ご質問はありませんか。

（全委員意見，質問なし）

川田農地専門部会長

ご質問がないようでございます。賛成の方は挙手をお願いします。

（全委員挙手）

川田農地専門部会長

ありがとうございました。全員の挙手をいただきまして，議案第6号につきましては，原案のとおり決定をいたします。本日予定されておりました議案審議につきましては，全て終了いたしました。せっかくの機会でございますので，全体を通して，何かご意見ご質問がございましたら承りたいと思います。何かご質問等はございませんか。

（全委員質問なし）

川田農地専門部会長

それでは，別段ご意見ご質問はないようでございますので，以上で5月の農地専門部会を終了したいと思います。皆様のご協力に厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

閉会時刻 14時13分